

議案第 2 1 号

平成 2 3 年度石川県立中学校教科用図書選定委員会設置要項
の制定について

1 提案理由

石川県立中学校において使用する教科用図書を、公正かつ適正に採択
することを目的とした選定委員会を設置するため

2 根拠法令

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 3 条
義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第 1 3 条他

3 内容

次頁のとおり

4 施行年月日

教育委員会議決の日

平成23年度 石川県立中学校教科用図書選定委員会設置要項(案)

(目的)

第1条 この要項は、石川県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が、県立中学校において使用する教科用図書を公正かつ適正に採択することを目的として定める。

(教科用図書選定委員会)

第2条 前条の目的を達成するため、石川県立中学校教科用図書選定委員会（以下「選定委員会」という。）を置く。

- 2 選定委員会は、委員8人で組織する。
- 3 委員は、中学校教育に関し学識経験のある者並びに県立中学校の学校評議員、保護者代表及び学校関係者のうちから教育委員会が委嘱又は任命する。
- 4 教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者は、委員となることができない。
- 5 選定委員会に委員長を置く。委員長は、委員の互選により定める。
- 6 委員長は、会務を統括する。委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。
- 7 委員の任期は、委嘱又は任命した日から平成23年8月31日までとする。

(教科用図書に対する意見)

第3条 選定委員会は、教育委員会の諮問に応じ、教科用図書の採択に係る意見を答申する。

- 2 教育委員会は、石川県立中学校で使用する教科用図書の採択にあたっては、選定委員会の答申を尊重するものとする。

(教科用図書調査会)

第4条 選定委員会に、専門の事項を調査研究させるために、石川県立中学校教科用図書調査会（以下「調査会」という。）を置く。

- 2 調査会には、調査員を置く。調査員は教科に関して専門的知識を有する者のうちから、教育委員会が任命する。

附則

この要項は、平成23年5月 日から施行し、同年8月31日限りで廃止する。